

**公立学校共済組合員の方：
再任用以外の正規職員**

- 前年度から継続して互助会員の方
 - ・所属のみの異動は、異動報告及び手続き不要です。
 - ・共済組合や給与支給機関の変更を伴う異動は、(2)、(3)をご確認ください。
- 任期付採用職員の方(再任用を除く)は**加入できません**。
- 異動に伴い職員コードが変更になる場合、移管した原票の職員コード欄を書き換えてください。

(1)加入		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}	提出書類	提出期限
新規採用者	新採		加入申込書(原票)	令和7年4月7日(月)

(2)-1 他共済からの転入者		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}	提出書類	提出期限
再加入 (他共済転出時に退職慰労金を精算した方)	転入	<旧所属名> 異動前の所属 を記入 ※旧所属コードは記入不要	加入申込書(原票)	令和7年4月7日(月)
資格停止解除 (他共済転出時に会員資格を停止した方)			会員資格停止解除届(会員復帰)	

(2)-2 県費所属からの転入者		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}	提出書類	提出期限
県費所属(県立高校等)からの転入	転入	<旧所属コード・旧所属名> 異動前の所属 を記入 <旧職員コード> 変更有無に関わらず、 県費会員時 の職員コード を記入		
県費所属からの転入者のうち、 互助会から貸付を受けている方				

(3)-1 他共済への転出者		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}	提出書類	提出期限
会員資格を停止する方 (休会希望)	転出	<新所属名> 異動後の所属 を記入 ※新所属コードは記入不要	会員資格停止申告書	令和7年3月31日(月)
退職慰労金を精算する方 (退会希望)			退職慰労金返還請求書	
貸 他共済への転出者のうち、 互助会から貸付を受けている方			退職慰労金返還請求書	

(3)-2 県費所属への転出者		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}	提出書類	提出期限
県費所属(県立高校等)への転出	転出	<新所属コード・新所属名> 異動後の所属 を記入 <新職員コード> 変更有無に関わらず、 県費会員時 の職員コード を記入		
県費所属への転出者のうち、 互助会から貸付を受けている方				

(4)退職		異動報告書		
対象者	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}	提出書類	提出期限
退職日する全会員の方	退職		退職慰労金返還請求書	令和7年3月31日(月)
貸 互助会から貸付を受けている方			退職慰労金返還請求書	令和7年3月31日(月)

※1 職員コード(8桁)、氏名、異動種別は記入必須です。それ以外に記入が必要な個所について説明します。



互助会から貸付を受けている会員が
異動または退職により会員資格を喪失する場合、
資格喪失時点での**未償還元利金を全額、即時償還**することになります。

退職慰労金で相殺し不足額が生じる場合は、該当会員に通知しますので、
令和7年4月30日(水)までに償還してください。



異動または退職により会員資格を喪失する会員に未請求の給付がある場合は、
請求することができます。
給付金請求の時効は事実発生日から3年です。

請求者氏名と口座名義が同一でないと給付できません。
資格喪失前後に**氏名が変更になる方は、特に注意**してください。



**公立学校共済組合員の方：
再任用職員**

●勤務時間に変更のない前年度からの継続会員は、**手続き不要**です。

●令和7年度**週20時間未満勤務**で前年度からの継続会員は、(3)をご確認ください。

(1) 加入

対象者	異動報告書		提出書類	提出期限
	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}		
週20時間以上勤務	再任用	/	加入申込書(原票)	令和7年4月7日(月)
週20時間未満勤務			・加入申込書(原票) ・資格取得届出書 ・被扶養者(認定・取消)届出書 ^{※2}	

(2) 退会

対象者	異動報告書		提出書類	提出期限
	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}		
任期満了	再任用 退会	/	退会届	令和7年3月31日(月)
年度末退会				

(3) 令和6年度、週20時間未満勤務の継続会員(該当がなければ手続き不要)

*異動報告は不要

対象者	異動報告書		提出書類	提出期限
	異動種別	その他の記入個所 ^{※1}		
週20時間未満勤務に変更した方	/	/	・届出事項変更届出書 ・被扶養者(認定・取消)届出書 ^{※2}	令和7年4月7日(月)
届出事項を変更する方			届出事項変更届出書	
共済組合、社会保険等→国民健康保険に切り替えた方			被扶養者(認定・ 取消)届出書 ^{※3}	※年度途中で変更が生じた場合は随時提出してください。

※1 職員コード(8桁)、氏名、異動種別は記入必須です。それ以外に記入が必要な個所はありません。

※2 健康保険組合(共済組合、社会保険等)の被扶養者が有の場合に提出が必要です。

※3 国民健康保険には扶養の概念がないため、被扶養者認定を継続することができません。認定されている被扶養者がいる場合は、取消の届出が必要です。

★再任用後の互助会は年度ごとの加入が可能です。

★再任用後すぐは加入希望がなかった方でも、2～5年目から加入することもできます！

